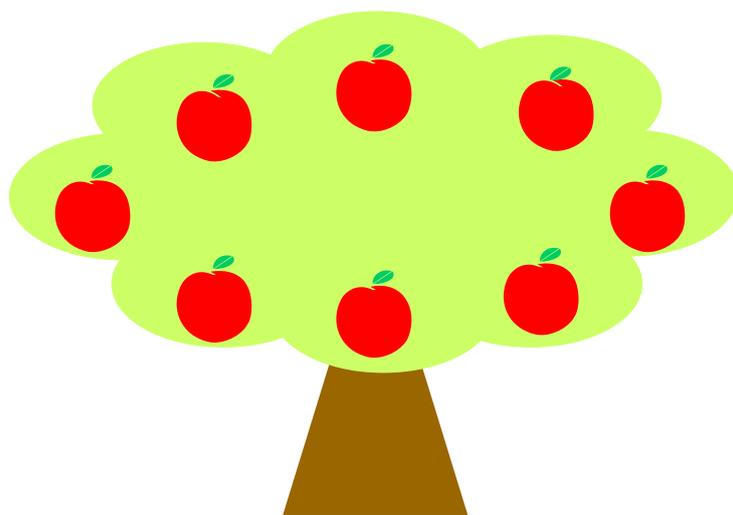


自分自身で決めて
生きられる社会をめざして
苅田町男女共同参画
行動計画(後期)



男女共同参画宣言都市
苅田町



平成20年3月
苅田町

も く じ

策定に当たって

体系表

説明

個別事業

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

基本目標 II 暴力の根絶と健康の確保の推進

基本目標 III 生活の場における男女共同参画の推進

基本目標 IV 労働の場におけるチャレンジ支援

基本目標 V すべての人の生活支援

基本目標 VI 推進体制の充実

数値目標

意識調査結果目標

苅田町男女共同参画審議会委員名簿

苅田町男女共同参画推進本部・委員会

苅田町男女共同参画推進条例

計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

苅田町では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年3月に「苅田町男女共同参画行動計画」を平成15年度からの10年間の計画として策定しました。

平成17年12月には「男女共同参画都市宣言」を行い、平成19年7月1日より、「苅田町男女共同参画推進条例」を施行するなど、行動計画に基づき、諸施策の推進に努めた結果、苅田町における男女共同参画への歩みは一步一步着実なものになってきました。

一方、少子高齢社会への急速な進行や社会経済情勢の変化、男女共同参画に関連する法律・制度の改定などを受けて、時代の推移に対応した新たな視点に立った見直しが必要になってきました。

本計画は、「苅田町男女共同参画行動計画」の中間年度の見直しに伴い、社会情勢の変化や、男女共同参画をめぐる国内外の動きを勘案しながら、町の理念や目指すべき方向を明らかにし、男女共同参画社会実現のための施策を総合的、計画的に推進するため、「苅田町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき策定したものです。

2. 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」に基づく、本町における男女共同参画社会実現のための基本的な計画です。

「第3次苅田町総合計画」を上位計画とするとともに、他の関連計画との整合性をもたせたものです。

「苅田町男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、「苅田町男女共同参画行動計画」を継続、発展させるものです。

3. 計画の期間

計画の期間は平成20年度から24年度までの5年間とします。

2003年 (平成15年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2012年 (平成24年)
本計画の実施期間			
(前期計画実施)	見直し	(毎年進捗状況報告)	

自分自身で決めて 生きられる社会をめざして ～苅田町男女共同参画行動計画（後期）～

基本目標	施策の方針	取り組みの方向	具体的施策	
I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進	① 男女共同参画に対する理解の浸透【第4条第1項・第6条第1項など】	男女共同参画に関する啓発活動の充実 男女共同参画に関する情報の収集・提供	1 男女共同参画講座・講演会の開催 2 事業所や各種団体へ出張講座 3 指名登録業者への意識啓発 4 男女共同参画職場内研修の実施 5 新規採用職員への啓発 6 教育に携わる者への啓発 7 男女共同参画に関する情報の有効活用 8 町民に対する情報提供の充実 9 男女共同参画推進団体等への情報提供	
	② あらゆる場での男女平等教育の推進【第3条(5)・第16条】	進路指導支援 家庭教育支援 成長に応じた、ジェンダーに敏感な視点に基づく人権教育の推進	10 幅広い進路選択を可能にするキャリア教育支援 11 男女共同参画を推進する家庭教育支援 12 個性を伸ばす就学前教育の充実 13 児童の男女平等意識を育む人権教育の充実 14 デートDV防止やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する生徒学生向け啓発の充実	
	③ 男女の意識づくり【第3条(1)(2)(3)(4)】	女性の意識づくり 男性の意識づくり	15 男女共同参画に関する女性対象講座の開催 16 女性の議会傍聴促進 17 女性の能力開発 18 男女共同参画に関する男性対象講座の開催 19 男性の能力開発	
	II 暴力の根絶と健康の確保の推進	④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶【第3条(7)・第10条・第21条】	ドメスティック・バイオレンスなどの暴力防止に向けた取り組み 性犯罪防止に向けた取り組み 相談機関の充実	20 関係機関との連携強化 21 防止と保護に関する基本計画の策定 22 ドメスティック・バイオレンスなどの暴力防止のための啓発 23 男女共同参画の視点に立った安全・安心のまちづくり 24 性犯罪など被害防止に向けた啓発 25 女性相談の充実 26 男性相談の創設
		⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重【第3条(6)】	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての教育や啓発の充実	27 第二次性徴期における人権としての性を尊重する教育の充実 28 産前産後・更年期の心身の健康に関する情報提供・啓発の充実 29 HIV/エイズ、性感染症についての啓発の充実
		⑥ 心身の健康保持支援と相談機能の充実【第3条(6)】	健康づくり スポーツ振興	30 各種検診率の増加促進 31 こころのケアの充実 32 体力づくりの促進 33 生涯に亘る健康確保のためのスポーツ活動促進

自分自身で決めて 生きられる社会をめざして ～苅田町男女共同参画行動計画（後期）～

基本目標	施策の方針	取り組みの方向	具体的施策		
III 生活の場における男女共同参画の推進	⑦ 政策・方針決定の場への女性の参画の促進【第3条(3)】	審議会・委員会等への女性参画	34 審議会・委員会への女性委員の登用 35 審議会・委員会への女性委員の登用についての働きかけ		
		町政の意思決定の場への女性参画	36 町の女性職員の管理職への登用促進 37 町の女性職員の積極的参画促進		
	⑧ 地域活動や様々な分野における男女共同参画の促進【第3条(3)・第7条・第8条・第18条・第19条】	地域活動等における男女共同参画の啓発・推進	38 男女共同参画の視点を盛り込んだまちづくり推進体制の充実 39 各種団体等における男女共同参画の促進 40 地域活動等役員への女性の参加・参画の推進		
		安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画促進	41 災害時の女性職員の配置 42 自主防災活動への男女共同参画		
		男女共同参画社会づくりに向けての女性活動支援	43 地域女性団体の活動促進 44 女性指導者育成講座、研修会等の開催 45 女性会議の開催		
		IV 労働の場におけるチャレンジ支援	⑨ 男女の労働環境の整備・充実【第3条(1)(2)(7)・第7条・第10条・第18条】	セクシュアル・ハラスメントなど職場における様々なハラスメントの根絶	46 防止のための関係機関との連携強化 47 防止のための企業への啓発
				事業者への男女共同参画についての啓発	48 法律や条例などについてのさらなる周知 49 事業所や各種団体への出張講座 50 指名登録業者への意識啓発
			⑩ 女性の雇用・就業及び起業等のための支援【第3条(1)(2)・第7条・第18条】	情報の集中など情報提供についての整備	51 関係機関との連携と情報の有効活用
				起業支援	52 女性の起業希望者への支援
	再就職支援			53 女性の再就職支援講座の開催	
	⑪ 男女の家庭責任と就業の両立【第3条(4)・第7条第1項・第17条】		保育機関の充実	54 仕事と子育ての両立に基づいた保育サービス等の充実	
			ワーク・ライフ・バランスの周知徹底	55 子育て応援宣言登録推進活動 56 苅田町次世代育成支援対策行動計画の推進	

自分自身で決めて 生きられる社会をめざして ～苅田町男女共同参画行動計画（後期）～

基本目標	施策の方針	取り組みの方向	具体的施策	
V すべての人の生活支援	⑫ 高齢者・障害者の生活支援【第3条】	高齢者支援 障害者支援 介護者支援	57 相談体制の充実・関係機関との連携 58 自立に向けて就業等の施策の充実 59 施策の充実・情報提供	
	⑬ ひとり親家庭等の生活安定の推進【第3条】	母子家庭の自立に向けての支援 父子家庭の生活面での支援の充実 両親ともいない子どもに対する支援の充実	60 経済支援などの制度の周知と自立支援 61 施策の充実・情報提供 62 施策の充実	
	⑭ 子育て支援の充実【第3条】	子育て相談の充実 保育機関の充実 様々な子育て支援の充実	63 ニーズの集約機関としての役割を備えた子育て相談のあり方 64 産前産後のうつ予防の充実 65 仕事と子育ての両立に基づいた保育サービス等の充実 66 苅田町次世代育成支援対策行動計画の推進	
	⑮ 外国人の生活支援【第3条】	相談体制の充実 情報提供	67 相談体制の充実・関係機関との連携 68 生活に関わる情報の多言語表記	
	VI 推進体制の充実	⑯ 計画の進行管理【第12条】	苅田町男女共同参画行動計画の事業実施についての進行管理	69 苅田町男女共同参画行動計画の進捗状況管理
		⑰ 町民意識の把握とそのフィードバックの推進【第14条】	町民意識・動向の把握 男女別統計の収集	70 男女共同参画社会に関する意識調査実施 71 パブリックコメントの実施 72 まちづくり推進体制の充実 73 男女共同参画苦情処理対策委員会（仮称）の設立 74 男女共同参画に関する情報の集約
		⑱ 庁内推進体制の充実【第4条・第13条・第15条・第20条・第5章】	女性職員に対するポジティブアクション 町職員への男女共同参画推進の目的の浸透と理解 男女共同参画推進体制の充実	75 町の女性職員の管理職への登用促進 76 町の女性職員の積極的参画促進 77 性別に偏らない職員の採用 78 庁内における男女共同参画の推進についての研修・啓発 79 「特定事業主次世代育成支援行動計画」の推進 80 男女職員が共に仕事と家庭を両立できる環境整備 81 男女共同参画に関する情報の集中 82 男女共同参画推進体制の充実
		⑲ 生涯学習活動への参加支援【第13条】	参加しやすい条件の設定 男女共同参画の視点からのチェック	83 講座、講演会開催にともなう一時保育の実施とその支援 84 開催場所、開催曜日、時間帯等男女がともに参加しやすい条件整備 85 公共施設等のバリアフリー化とチェック体制の整備 86 男女共同参画の視点を取り入れた町民向け講座に対する推進委員の助言
		⑳ 表現における男女共同参画【第11条】	広報等表現における男女共同参画の視点から見たガイドラインの作成 広報等表現についての男女共同参画の視点から見た啓発	87 広報等表現における男女共同参画の視点から見たガイドラインの作成 88 広報等表現の調査・確認強化月間の設定 89 メディア・リテラシーに関する啓発講座

個別事業と数値目標

ここでは、この計画の掲げる目標に向けて、平成20年度から24年度に町の取り組む事業を掲載しています。

ページ例

- I ○○○○○○←「基本目標」
- ① ○○○○○○←「施策の方針」
- 1 ○○○○○○←「具体的施策」

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容	担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
---------	-----	-------	------	------	-----	------	----	------

●事業内容・・平成20年度から24年度までの事業の方向性を示しています

●数値目標(番号)・・・数値目標一覧表で照合できます

●事業番号・・各事業に番号をつけました

例 10101- 1・・・1 01 01 -1

一桁目・・・基本目標の6つの分類に対応

二・三桁目・・・施策の方針の20の分類に対応

四・五桁目・・・具体的施策No.に対応

事業内容が2つ以上ある場合に対応

- 担当課所・担当係・・・表記の順序については、苅田町行政組織規則等に基づくもので、その順序が主・副を示唆するものではありません。
- 特に全庁と記載された事業については、各課所で十分な取り組みを必要とするものであり、実施状況報告を求める事業です。
- また、担当課所・担当係の名称は平成20年3月現在のものです。所管変えなどによる変更については随時対応していきます。

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

21世紀におけるわが国の最重要課題である男女共同参画社会の実現のためには、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野の制度や慣習について改めて問い直すとともに、人々の意識改革を伴う十分な理解が必要です。

「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識や、女性を軽視する意識・傾向が日常生活の中に依然として根強く存在しており、このことが真の男女平等達成の妨げとなっています。

すべての人が男女共同参画社会に対する理解を深め、自らの意識と行動を変革していくことを目指し、教育や学習、啓発を進めます。

施策の方針 ① 男女共同参画に対する理解の浸透【条例第4条第1項・第6条第1項など】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
男女共同参画に関する啓発活動の充実	1	男女共同参画講座・講演会の開催	1) ○町民等を対象に男女共同参画をテーマにした啓発講座を実施します。(男女共同参画推進講座・男性対象講座など)内容については受講者参加型の形式を取り入れ、受講者の満足度も高めて行きます。また特に男性の参加を促進すると共にあらゆる人々に広がる企画を実施します。
			2) ○男女共同参画の視点に立った人権講演会を行います。人権問題を学習する中で男女共同参画も重要な課題のひとつであり、今後も講演テーマとして取り上げます。
	2	事業所や各種団体への出張講座	○事業所や各種団体などを対象に男女共同参画に関する啓発講座(研修)を実施します。苜田町男女共同参画推進条例や男女共同参画社会基本法など受講者のニーズに合わせた幅広い講座を企画します。また、取り組みについて、全庁から関係団体や事業者へ周知し、利用回数を増やします。
	3	指名登録業者への意識啓発	○指名登録を希望する事業者等に対して、男女共同参画に関するアンケートを実施します。このアンケートに回答することにより、状況を把握することで事業者への支援につなげると共に、男女共同参画推進の意識を高めます。
	4	男女共同参画職場内研修の実施	1) ○各課で職場内男女共同参画研修を継続して実施し、さらに報告を義務付け、実施状況を庁内で共有することで、男女共同参画推進のための総合的な対策を強化します。また、よりよい研修実施のため、研修プログラムを作成し、実施しやすい体制を整えます。
			2) ○職場内男女共同参画推進リーダーを苜田町男女共同参画推進委員会研究班員を中心に養成します。そのため、幅広く研修機会を確保すると共に自発的な研鑽を促していきます。リーダーは、職場内研修の促進役や調整役としての役割を果たすことなどを目指します。
5	新規採用職員への啓発	○新規採用職員に対し、町の取り組みや基本方針についての理解を深めるための研修を採用後1年以内に実施します。	
6	教育に携わる者への啓発	1) ○性別による固定的役割分担意識を解消するための意識啓発として、小中学校の教育に携わる者に対して、男女共同参画推進の視点に立った研修を実施します。	
		2) ○性別による固定的役割分担意識を解消するための意識啓発として、幼稚園・保育園など保育・教育に携わる者に対して、男女共同参画推進の視点に立った研修を実施します。	
男女共同参画に関する情報の収集・提供	7	男女共同参画に関する情報の有効活用	○各部署に寄せられる男女共同参画に関する情報や文書について、男女共同参画係へ情報提供します。また、寄せられた情報を整理し、調査研究や情報の提供に有効活用します。最新の情報を提供するとともに必要な人に情報が届くようPRに努めます。
	8	町民に対する情報提供の充実	1) ○男女共同参画に関する図書を充実させ、図書館において効果的に紹介していきます。
			2) ○人権啓発冊子「しおさい」を充実させます。男女共同参画に関するパンフレットなど紙媒体の情報について、庁舎内の適切な場所に集約して設置場所を設け、町民の手に取りやすい形で配置します。町のホームページ内の男女共同参画コーナーを充実させ、最新の情報の提供に努めます。
9	男女共同参画推進団体等への情報提供	○男女共同参画の視点に立って活動する団体等に積極的な情報の提供を行います。収集整理した情報が地域活動などに役立つようにPRに努めます。	

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課 生涯学習課	男女共同参画係 公民館係	継続	1 2回/年/各公民館での講座実施を平成24年度までに達成	10101-1
人権男女共同参画課	人権推進係	継続		10101-2
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	継続 平成20年度～	2 10回/年	10102
人権男女共同参画課 工事検査室 全庁	男女共同参画係 契約係	平成21年度～	3 平成24年度アンケート回収率80%以上	10103
総務課 人権男女共同参画課 全庁	職員係 男女共同参画係	継続	4 年1回/各課所	10104-1
人権男女共同参画課	男女共同参画係	継続	5 20名を2年ずつ任命のべ40名	10104-2
総務課	職員係	平成21年度～	6 1回/年	10105
学校教育課	指導係	平成21年度～	7 研修会における男女共同参画に関する研修の開催 1回/年	10106-1
健康福祉課	子ども係	平成21年度～	8 園長会議での研修会の開催 1回/年	10106-2
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成20年度～		10107
生涯学習課	図書館係	平成20年度～		10108-1
人権男女共同参画課	人権推進係 男女共同参画係	継続及び平成21年度～		10108-2
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～		10109

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

施策の方針 ② あらゆる場での男女平等教育の推進【条例第3条(5)・第16条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
進路指導支援	10	幅広い進路選択を可能にするキャリア教育支援	○性別による固定観念に捉われないキャリア教育(進路指導)を支援するため、資料や講師の紹介など、情報の提供を行います。子どもたちがジェンダーに敏感な視点を持ち、自らの進路について性別に捉われないこと、自分らしさを発揮した生き方について考える機会を提供します。
家庭教育支援	11	男女共同参画を推進する家庭教育支援	○子育て支援センターや育成会・PTAなどの地域に密接な活動と連携して、ジェンダーに敏感な視点に立った子育てについて啓発事業を充実させ、ワークライフバランスの観点からも、特に男性の家事、育児等への参加を促進します。
成長に応じた、ジェンダーに敏感な視点に基づく人権教育の推進	12	個性を伸ばす就学前教育の充実	○保育園・幼稚園の職員向けにジェンダーに敏感な視点に立ちなお且つ子どもの発達段階に応じた系統的な指導のための就学前教育に関する資料や講師の紹介など、情報の提供を行い、実践を充実させます。
	13	児童の男女平等意識を育む人権教育の充実	○荇田町人権教育行動計画に基づき、ジェンダーに敏感な視点に立った人権教育の一環としての情報や機会の提供を行い、男女平等の人権尊重意識を高める教育を推進します。
	14	デートDV防止やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する生徒学生向け啓発の充実	○デートDV(恋人など親しい男女間での暴力)防止やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を、子どもの発達段階に応じた系統的な指導のための教材や資料の提供を行い、実践を充実させます。

施策の方針 ③ 男女の意識づくり【条例第3条(1)(2)(3)(4)】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
女性の意識づくり	15	男女共同参画に関する女性対象講座の開催	○女性を対象にした啓発を行います。特に、荇田町男女共同参画推進条例の周知など、町独自の取り組みについて積極的な啓発に努めます。
	16	女性の議会傍聴促進	○女性が政治を身近に感じ、関心を寄せる機会として、町議会の傍聴を促進します。特に若い世代に向けて、乳幼児などを連れての議会傍聴を促進できるように配慮します。
	17	女性の能力開発	○性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるためのパソコン講座・女性政治学級など社会と繋がるきっかけとなるような知識や技術の向上を目指した講座を女性に限定して行います。また、情報の提供と講座内容を充実させます。
男性の意識づくり	18	男女共同参画に関する男性対象講座の開催	○男性を対象にした啓発を行います。特に、荇田町男女共同参画推進条例の周知など、町独自の取り組みについて積極的な啓発に努めます。
	19	男性の能力開発	○性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるためのコミュニケーションに関する講座やストレス解消に繋がる講座、主体的に維持する健康講座など、生活面に関する知識や技術の向上を目指した講座を男性に限定して行います。また、情報の提供と講座内容を充実させます。

ジェンダー：Gender

「生物学的」な男女の違いをセックス(Sex)というのに対して、社会的・文化的につくり上げられた「性差」をジェンダー(Gender)と言います。「男らしさ」、「女らしさ」など人々の意識の中に根付いた後天的な「性差」のことです。女性や男性が期待される役割や責任は、社会によっても、同じ社会でも歴史的に変わりうるもので、固定的なものではありません。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課 学校教育課	男女共同参画係 指導係	継続		10210
健康福祉課 生涯学習課	子ども係 生涯学習係	継続		10211
人権男女共同参画課 健康福祉課	男女共同参画係 子ども係	継続	8 園長会議での研修会の開催 1回/年	10212
人権男女共同参画課 学校教育課	人権推進係 指導係	継続	7 研修会における男女共同参画に関する研修の開催 1回/年	10213
人権男女共同参画課 健康福祉課 学校教育課	男女共同参画係 健康づくり係 指導係	平成21年度～		10214

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課 生涯学習課	男女共同参画係 公民館係	平成20年度～		10315
総務課 議会事務局	庶務法制係 庶務係	平成21年度～		10316
人権男女共同参画課 生涯学習課	男女共同参画係 公民館係	平成21年度～	9 各公民館で1回(あるいは1シリーズ)計4回(あるいは4シリーズ)/年	10317
人権男女共同参画課 生涯学習課	男女共同参画係 公民館係	平成20年度～		10318
人権男女共同参画課 健康福祉課 生涯学習課	男女共同参画係 健康づくり係 公民館係	平成20年度～	10 各公民館で1回(あるいは1シリーズ)計4回(あるいは4シリーズ)/年	10319

基本目標 II 暴力の根絶と健康の確保の推進

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の基盤となるものです。しかし現実には、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの人権侵害が深刻な問題となっているため、被害者への相談・支援体制を充実させるとともに、安全・安心のまちづくりを進めます。

また、健康保持に関して女性は、男性と違い妊娠や出産の機能を持っているため、第二次性徴期や更年期など生涯を通じて男性と異なる心身の問題に直面します。生涯を通じて女性の健康を支援するため家庭教育や学校教育、保健事業などにより啓発、情報提供を行います。

さらに、性感染症やHIV感染、望まない妊娠などの防止に向けて人権としての性を尊重する観点からの啓発に努めます。

施策の方針 ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶【条例第3条(7)・第10条・第21条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
ドメスティック・バイオレンスなどの暴力防止に向けた取り組み	20	関係機関との連携強化	○福岡県の各部署、近隣市町村、庁内各部署や関係団体などと、ドメスティック・バイオレンスなどの女性に向けられた暴力にすばやく対応できるように日頃からの連携を継続して図ります。また児童虐待とドメスティック・バイオレンスの深い関わりから、要保護児童対策地域連絡協議会に関わり、綿密な情報交換を行い、暴力の防止、潜在化しやすい被害者の把握に継続して努めます。その他シェルター(一時避難施設)の設置などについても連携して取り組みを進めます。
	21	防止と保護に関する基本計画の策定	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、苅田町独自のドメスティック・バイオレンス防止・被害者保護に関する基本計画を策定し、町の姿勢を内外に明示します。
	22	ドメスティック・バイオレンスなどの暴力防止のための啓発	1) ○ドメスティック・バイオレンスなどの女性に向けられる暴力に対する正しい知識の普及と被害の防止に向けて、啓発パンフレットの作成、啓発キャンペーンの実施、ドメスティック・バイオレンス防止週間の周知徹底・人権講演会などにより、学習・啓発を進めます 2) ○ドメスティック・バイオレンスなどの女性に向けられる暴力に対する啓発を、すべての町職員はもとより、民生委員や地域の役員、教職員などにきめ細かい啓発を行い2次的被害の防止、支援者の掘り起こしに努めます。特に窓口職員などドメスティック・バイオレンス被害者と接点の深い職員を重点的に啓発します。
性犯罪防止に向けた取り組み	23	男女共同参画の視点に立った安全・安心のまちづくり	1) ○防犯灯の設置、災害時の復旧などについて、地域との綿密な協議を行います。
			2) ○区境の防犯灯の設置状況について調査を行い、増設について検討します。
性犯罪など被害防止に向けた啓発	24	性犯罪など被害防止に向けた啓発	3) ○地域全体で子どもを見守り、地域から被害者を出さない取り組みを進めます。防犯マップなどを地域の育成会、PTAなどと連携して作成・点検を行い、子どもの登下校時、放課後の遊びの時間の安全を地域と連携して図ります。
			1) ○放課後児童学級を中心に、子ども向けの講座などを行い、性犯罪などから身を守る方法を積極的に啓発します。 2) ○女性や子どもなどに被害者の多い性犯罪対策について世代別の啓発を行います。その際には、小中学生向け、高校大学生向け、成人向けの啓発方法を模索します。
相談機関の充実	25	女性相談の充実	1) ○現在のかんだ女性ホットラインを継続し、県の婦人相談や近隣市町村との連携を強化します。子育てや子どものいじめ、心身の健康に関わる相談などについては、専門の相談員との連携を図ります。
			2) ○外国人女性の人権尊重の観点から、広い視野での取り組みを行います。在町の外国人女性の相談についてパンフレット等の多言語表記や関係機関との連携を図ります。
	26	男性相談の創設	○男性相談についての情報を収集したり、相談員の確保や、実施方策などについて調査し、創設に向けて検討していきます。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課 健康福祉課 施設建設課 全庁	男女共同参画係 子ども係 建築指導係	継続		20420
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成20年度～	11 H22年度まで策定	20421
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～		20422-1
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成20年度～	12 1回/年	20422-2
総務課	くらし安全係	平成21年度～		20423-1
総務課	くらし安全係	平成21年度～		20423-2
総務課 学校教育課 生涯学習課	くらし安全係 指導係 生涯学習係	平成21年度～		20423-3
人権男女共同参画課 健康福祉課	男女共同参画係 子ども係	平成21年度～		20424-1
総務課	くらし安全係	平成21年度～		20424-2
人権男女共同参画課	男女共同参画係	継続		20425-1
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～		20425-2
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～		20426

基本目標 II 暴力の根絶と健康の確保の推進

施策の方針 ⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重【条例第3条(6)】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての教育や啓発の充実	27	第二次性徴期における人権としての性を尊重する教育の充実	○第二次性徴期の子ども、保護者、教育関係者それぞれに向けた実態や現状に即した教育充実のため、講師や教材の情報提供や、支援を行います。また、一人ひとりの身体を大切にすることを町民と行政、関係団体の協働・連携による啓発の方法を探ります。
	28	産前産後・更年期の心身の健康に関する情報提供・啓発の充実	○女性にとって特に心身に影響の大きい産前産後・更年期の健康に関する情報や啓発講座について、当事者の立場や現状に立った施策を充実させ、生涯に亘る健康保持の支援を行います。特に、両親学級の開催日等の見直しや更年期の健康づくりの講座や情報の提供を行います。
	29	HIV/エイズ、性感染症についての啓発の充実	○HIV/エイズ、性感染症について、健康に与える影響や予防について、健康面や人権尊重の観点からの啓発に取り組みます。

施策の方針 ⑥ 心身の健康保持支援と相談機能の充実【条例第3条(6)】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
健康づくり	30	各種検診率の増加促進	○「いきいきかんだ21」の「健康な生活を送ることが出来るまちづくりと皆で健康づくりに取り組む」という考え方を推進し、早期発見早期治療のため、啓発や情報提供を行います。特に女性については、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からも、婦人科検診やマンモグラフィなど女性に特化した検診はもとより、各種検診率の増加に務めます。
	31	こころのケアの充実	○「いきいきかんだ21」の「休養・心の健康づくり」に基づいた情報提供・相談体制・予防など、一般町民・事業所への個別の対策や啓発、情報提供の対策を、男女別の現状にも観点をおき、より一層充実させます。
スポーツ振興	32	体力づくりの促進	1) ○「いきいきかんだ21」の「健康な生活を送ることが出来るまちづくりと皆で健康づくりに取り組む」という考え方を推進します。特に生涯に亘る健康確保について、男女別の現状にも観点をおいた、体力づくりに関する情報を積極的に町民へ提供します。
			2) ○体育館や公園など町内施設の体力づくりのための利用を促進します。そのための防犯などの安全面の配慮や、指導員の常設など、施設の環境をなおいっそう整えます。
	33	生涯に亘る健康確保のためのスポーツ活動促進	○あらゆる年齢層・世代においてまた、男女別の現状にも配慮した、心身のリフレッシュや仲間作りに繋がるスポーツ活動の促進を町民に向けて情報発信します。

DV ドメスティック・バイオレンス：Domestic Violence

配偶者（元配偶者を含む）や恋人・パートナー等から女性に向けられる暴力のこと。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じるものであり、犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害です。親子間や、同居の高齢者と介護家族の間にかかる「家庭内暴力」とは、区別されます。身体的暴力だけでなく、配偶者などの存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含まれます。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律が、2001年10月から施行されました。

シェルター：Shelter

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。NPO法人や社会福祉法人などの法人格を持つものもありますが、多くは、民間のグループなどが運営する法人格を持たない団体です。

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
人権男女共同参画課 健康福祉課 学校教育課	男女共同参画係 健康づくり係 指導係	継続	13	養護教諭と希望する教員を対象にした研修会あるいは懇談会の開催 1回/年	20527
人権男女共同参画課 健康福祉課	男女共同参画係 健康づくり係	継続			20528
人権男女共同参画課 健康福祉課	男女共同参画係 健康づくり係	継続			20529

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
健康福祉課	健康づくり係	継続	14	平成24年度までに受診率65%以上	20630
健康福祉課	健康づくり係	継続			20631
健康福祉課 介護保険室 生涯学習課	健康づくり係 高齢者福祉係 スポーツ振興係	継続			20632-1
健康福祉課 施設建設課 生涯学習課	健康づくり係 施設管理係 スポーツ振興係	継続			20632-2
生涯学習課	スポーツ振興係	継続			20633

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：Reproductive health/rights

「性と生殖に関する健康/権利」のこと。1994年カイロで開かれた国連の国際人口・開発会議から注目された考え方です。単に病気がないとか病的でないということではなく、すべての男女が全生涯において肉体的にも精神的にも健康で満足できる性生活を送り、いつ何人の子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由と権利をもつということです。この権利は男女双方に認められるべきですが、カップルの間で意見が異なるときは、妊娠や出産を担う当事者である女性の意見が尊重されるべきだと考えられています。

基本目標 III 生活の場における男女共同参画の推進

社会を住みよいものにしていくためには、男女がともに自立し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、地域社会づくりに参画することが必要です。

しかし、現実には、地域活動や家庭生活においては女性がそれらの多くを担う一方で、方針決定の場への参画は男性が多くなっている状況です。

このため、町政や地域活動などにおいて、男女それぞれの視点や発想などを反映させるために、女性の方針決定の場への参画を進めるとともに、男性の地域活動への参加を促進する取り組みを進めます。

また、防災・災害対策などにおいても男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを進めます。

施策の方針 ⑦ 政策・方針決定の場への女性の参画の促進【条例第3条(3)】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
審議会・委員会等への女性参画	34	審議会・委員会への女性委員の登用	○すべての審議会等への女性の参画を促進し、クォータ制の導入を検討するなど積極的改善措置を行います。
	35	審議会・委員会への女性委員の登用についての働きかけ	○すべての審議会等への女性の参画を促進し、女性委員数0名の審議会をなくします。そのため、女性委員登用についての要綱の制定を検討します。
町政の意思決定の場への女性参画	36	町の女性職員の管理職への登用促進	○町政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため女性職員の管理職への登用を推進し、職員研修の充実等により昇格に対する女性職員の意欲・意識を高め、昇格試験の受験率の向上を目指します。
	37	町の女性職員の積極的参画促進	○「人材育成基本方針」の男女共同参画や積極的改善措置の配慮についての項目に基づき、研修に派遣する研修生の決定や庁内のプロジェクトチームへの推薦などにおいて、女性職員の積極的参画を促進します。

施策の方針 ⑧ 地域活動や様々な分野における男女共同参画の促進

【条例第3条(3)・第7条・第8条・第18条・第19条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
地域活動等における男女共同参画の啓発・推進	38	男女共同参画の視点を盛り込んだまちづくり推進体制の充実	○まちづくりに関して、地域・社会活動を把握するため、団体数、役員構成、活動内容等の横断的な団体調査を行い、情報をデータベース化して、男女共同参画推進状況を確認し、行政からの働きかけを行います。
	39	各種団体等における男女共同参画の促進	○出張講座について、各種団体へ利用を促し、啓発を行います。また男女共同参画に関する活動(プロジェクト)に対する補助金制度創設を検討し、報告会を開催して活動の内容をお互いに知る機会について検討します。
	40	地域活動等役員への女性の参加・参画の推進	○さまざまな補助金の交付申請時又は実績報告時など、機会を捉えて、男女共同参画推進に関するアンケート調査を実施し、男女共同参画について考える機会を増やします。

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
全庁		継続	15	平成24年度30%	30734
全庁		平成20年度～	16	平成24年度女性委員のいない審議会数0	30735
総務課 全庁	職員係	継続	17	平成24年度全管理職における女性の割合10%	30736
総務課 全庁	職員係	継続	18	平成24年度係長試験に占める女性職員の割合30%	30737

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
総合政策課	まちづくり係	平成21年度～			30838
人権男女共同参画課	男女共同参画係	継続及び平成22年度～	2	10回／年	30839
人権男女共同参画課 総合政策課	男女共同参画係 まちづくり係	平成21年度～			30840

基本目標 III 生活の場における男女共同参画の推進

施策の方針 ⑧ 地域活動や様々な分野における男女共同参画の促進

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
安全・安心のまちづくりににおける男女共同参画促進	41	災害時の女性職員の配置	○災害対策本部の各班における女性職員の参画を促します。また災害時の公民館などの避難所での日中の受入時には職員配置を2人体制とし、うち1人は女性職員を配置します。
	42	自主防災活動への男女共同参画	○男女共同参画の視点を取り入れた自主防災活動の取り組みを促進します。避難所の運営方法などの災害対策における女性への配慮など女性の意見を取り入れるために、広報や防災活動の研修などを通して啓発し、女性の参加を促します。
男女共同参画社会づくりに向けての女性活動支援	43	地域女性団体の活動促進	○女性団体向けの研修会・講座等を開催し、地域を基盤とした女性団体活動の推進を図り、女性の社会参画を促進します。また女性団体のリストを作り、講座の実施などの情報提供に努めます。
	44	女性指導者育成講座、研修会等の開催	○体育指導や社会教育指導、商工、農業、漁業など様々な分野・活動における女性指導者の育成を推進します。研修会・講座について検討し、現在あるものについては時間、場所、内容などの見直しを行います。
	45	女性会議の開催	○自主的に活動している女性団体間のネットワークづくりを図り、連携を促進し、女性の抱えている問題の掘り起こしやエンパワメントのための啓発、学習機会の提供に取り組みます。

クォータ制：Quota System

積極的改善措置の手法の1つ。不平等是正のための方策の1つで、「割り当て制度」ともいいます。審議会や委員会、選挙の候補者など、政策方針決定過程をはじめ、様々な分野で女性の参画を促進するため、参画すべき女性（又は男性）の数や比率をあらかじめ定め、割り当てしようとするものです。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
全庁		平成20年度～		30841
総務課 消防本部	くらし安全係	平成21年度～		30842
人権男女共同参画課 生涯学習課	男女共同参画係 公民館係	平成21年度～		30843
全庁		継続		30844
人権男女共同参画課 生涯学習課	男女共同参画係 公民館係	継続	19.1回/年	30845

エンパワーメント：Empowerment

何らかの状況や抑圧によって無力化された状態にある人たちが本来持っていたはずの人間としての尊厳、潜在的な力量・能力、人間としての権利を取り戻す過程、及びそれらを取り戻した状態をさすのが元々の使い方です。1995年の第4回世界女性会議（北京）以降、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップすることも意味するようになりました。

基本目標 IV 労働の場におけるチャレンジ支援

わが国の女性の労働には、男女の賃金格差、子育て後に再就職するという中断型労働、身分の不安定なパートタイマー、女性の管理職への登用が少ない状況などの問題があり、女性の経済的自立や働く意欲のある女性の能力の十分な発揮を阻んでいます。

一方、男性には、「過労死」という言葉に象徴されるような過重な労働を見直し、仕事と家庭生活や地域活動、余暇活動とのバランスのとれた生き方が求められています。

男女がともに子育てに取り組むなど、家庭責任を共同して担っていく中で、バランスのとれた豊かな生き方が可能となる社会の実現に向けて、関係機関とも連携を図りながら、啓発、情報提供などに取り組めます。

施策の方針 ⑨ 男女の労働環境の整備・充実【条例第3条(1)(2)(7)・第7条・第10条・第18条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
セクシュアル・ハラスメントなど職場における様々なハラスメントの根絶	46	防止のための関係機関との連携強化	○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止や被害者支援について、啓発・相談など県や苅田町男女共同参画苦情処理委員、女性相談などとの連携を強化して取り組みます。
	47	防止のための企業への啓発	○出張講座の利用促進や、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策に関する情報提供など、企業と共に考え、啓発に努めます。
事業者への男女共同参画についての啓発	48	法律や条例などについてのさらなる周知	○苅田町男女共同参画推進条例や男女雇用機会均等法の周知徹底とセクシュアル・ハラスメント等によって就労環境が害されることのないように、事業者が適切な防止対策措置をとるよう啓発を行います。そのために町内企業に法や条例が認知されているか意識調査の際に把握します。
	49	事業所や各種団体への出張講座	(再掲 No.2)
	50	指名登録業者への意識啓発	(再掲 No.3)

施策の方針 ⑩ 女性の雇用・就業及び起業等のための支援【条例第3条(1)(2)・第7条・第18条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
情報の集中など情報提供についての整備	51	関係機関との連携と情報の有効活用	○国、県、ハローワーク、商工会議所、近隣男女共同参画センターなどの雇用や資格取得等に関するチラシなどの情報を、身近なところで入手できるよう、パンジープラザや本庁など、有効活用できる場所や状態について十分検討を重ねます。また、情報の管理窓口の一元化を図り、情報提供を効果的に行います。
起業支援	52	女性の起業希望者への支援	○関係各所から寄せられる起業に関する情報の提供や講座の実施また希望者の掘り起しなど、女性が起業しやすい環境を整備します。特に女性の起業に当たっての問題点の掘り起こし、解決を重点的に行います。
再就職支援	53	女性の再就職支援講座の開催	○女性の再就職のため、意識啓発及び就労に関する基礎知識を学べるよう、状況・ニーズ等を分析し、必要な講座を開催します。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～		40946
人権男女共同参画課	男女共同参画係	継続		40947
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成21年度～		40948
				40949
				40950

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課 空港企業立地推進室 全庁	男女共同参画係 商工・企業立地係	平成21年度～		41051
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成21年度～		41052
人権男女共同参画課	男女共同参画係	継続	2022シリーズノ年	41053

基本目標 IV 労働の場におけるチャレンジ支援

施策の方針 ⑪ 男女の家庭責任と就業の両立 【条例第3条(4)・第7条第1項・第17条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
保育機関の充実	54	仕事と子育ての両立に基づいた保育サービス等の充実	1) ○待機児童なし、延長保育、休日保育、病後児保育など、保育サービスの更なる整備充実を行い、苅田町次世代育成支援対策行動計画の目標達成に努めます。
			2) ○放課後児童クラブについて、時間延長、送迎など、サービスの面での見直しを行い、苅田町次世代育成支援対策行動計画の目標達成に努めます。
			3) ○ファミリーサポートセンター事業についての制度確立を目指し、苅田町次世代育成支援対策行動計画の目標達成に努めます。
ワーク・ライフ・バランスの周知徹底	55	子育て応援宣言登録推進活動	○福岡県で行っている「子育て応援宣言登録制度」の取り組みをPRし、町内の登録企業を増やすため、広報紙などで紹介し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取り組みを促進します。
	56	苅田町次世代育成支援対策行動計画の推進	○苅田町次世代育成支援対策行動計画の基本的視点の1つである「男女共同参画の視点」基本目標Ⅲの「子育てと仕事の両立支援」の取り組みを促し、男性の育児に関わる意識を上げると共に、女性の育児に関する不安を減らします。

セクシュアル・ハラスメント：Sexual Harassment

主に職場で行われる様々な性的嫌がらせのこと。相手の意に反し言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。

パワー・ハラスメント

職務上・教育上・能力上の優越的権力を背景にして、自分よりも下位の人物に対し本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、不法に精神的・肉体的損害を与える事、または就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
健康福祉課	子ども係	継続		41154-1
健康福祉課	子ども係	継続		41154-2
健康福祉課	子ども係	継続		41154-3
人権男女共同参画課 空港企業立地推進室 全庁	男女共同参画係 商工・企業立地係	平成20年度～	21 登録企業10社	41155
健康福祉課	子ども係	継続		41156

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：Work Life Balance

労働者が高い意欲を持って心身とも充実した状態で働き、仕事の成果を十分に発揮していけるようにするために、「仕事と私生活との両立」を重要視する考え方です。もともとは欧米の労務管理の一策として導入されたものですが、日本においても、少子高齢化の進展や労働に対する意識の多様化の中で、安心・納得して仕事を選択できる環境を整備することが検討されています。

基本目標 V すべての人の生活支援

社会的、経済的な基盤が弱い女性も多い中で、とりわけ高齢女性や障害のある女性、外国人、ひとり親家庭にとっては生活が困難な状況も存在しています。

また、少子化や核家族化が進む中、地域社会など周囲の人間関係が希薄になり、子育てや介護に関して相談できる相手がなく、孤独感を強めている状況があります。

このような家族形態や地域社会の変化に対応したすべての人が安心して暮らしていくために必要な支援を男女共同参画の視点に立てて行います。

施策の方針 ⑫ 高齢者・障害者の生活支援【条例第3条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
高齢者支援	57	相談体制の充実・関係機関との連携	○健康訪問指導・講座等の企画・相談業務・成年後見制度利用支援・高齢者住宅確保など、「パンジープラン21」の推進を図りつつ、男女別のニーズの掘り起こしにも努めます。
障害者支援	58	自立に向けて就業等の施策の充実	○就労場所確保(支援)・ヘルパー支援・相談業務・障害者住宅確保など苅田町障害者福祉計画の促進を図りつつ、男女別ニーズの掘り起こしにも努めます。
介護者支援	59	施策の充実・情報提供	○当事者の立場や現状に立った家族介護者交流事業や障害児介護家庭に対する事業を充実させ、社会的支援施策を継続して実施し、介護者の方が社会的に孤立しない状況を作り出せるよう情報などの提供に努めます。

施策の方針 ⑬ ひとり親家庭等の生活安定の推進【条例第3条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
母子家庭の自立に向けての支援	60	経済支援などの制度の周知と自立支援	○母子家庭等医療費の助成、児童扶養手当など、経済的負担を軽減する一方、雇用や就労についての情報提供など、経済的自立に向けた支援を推進します。
父子家庭の生活面での支援の充実	61	施策の充実・情報提供	○一時的な家事援助やファミリーサポート事業の実施、子育て相談など父子家庭の生活面への施策を充実させ、情報の提供に努めます。
両親ともいない子どもに対する支援の充実	62	施策の充実	○諸事情により、両親と共に生活することの出来ない子どもやその保護者に対するニーズの掘り起こしを行い、施策を整えます。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
介護保険室 全庁	高齢者福祉係	継続		51257
健康福祉課 全庁	障害社会福祉係	継続		51258
健康福祉課 介護保険室	障害社会福祉係 高齢者福祉係	継続		51259

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
健康福祉課	子ども係	継続		51360
健康福祉課	子ども係	継続		51361
健康福祉課	子ども係	継続		51362

基本目標 V すべての人の生活支援

施策の方針 ⑭ 子育て支援の充実【条例第3条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
子育て相談の充実	63	ニーズの集約機関としての役割を備えた子育て相談のあり方	○子育て相談・いじめ相談・思春期相談などの専門性の高い相談員を設け、問題の掘り起こしと解決に努めます。相談から浮かんでくるニーズを施策に反映させるため、体制を整備します。
	64	産前産後のうつ予防の充実	○両親学級や「初めまして赤ちゃん訪問」事業、乳幼児健診などを通じて、産前産後の母親の心の健康についても当事者の立場や現状に配慮した施策を充実させます。
保育機関の充実	65	仕事と子育ての両立に基づいた保育サービス等の充実	再掲(No.54)
様々な子育て支援の充実	66	苅田町次世代育成支援対策行動計画の推進	1) ○計画の効果的な実施のため、次世代育成支援に関するニーズ調査を定期的に実施し、住民意識の把握やニーズの掘り起こしに努めます。
			2) ○両親学級・乳幼児健診・集団予防接種・子育てサークルなどの日程について、利用者の声を反映させ、時間・曜日などの見直しを検討します。
			3) ○子育て支援に関する情報を一元化し、必要な人に必要な情報が手に入れられるよう整備します。

施策の方針 ⑮ 外国人の生活支援【条例第3条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
相談体制の充実	67	相談体制の充実・関係機関との連携	○外国人女性に対する相談体制を充実させるため、外国語での相談が可能な機関との連携を図ります。また、通訳ボランティアなどの利用について促進していきます。
情報提供	68	生活に関わる情報の多言語表記	○国民健康保険制度など住民生活に不可欠な情報、また、ドメスティック・バイオレンスの相談など身体の危険に関わるものについての多言語表記を進めます。

苅田町次世代育成支援対策行動計画

2003年に制定された国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるような苅田町の実現のために、基本目標と具体的施策を体系化した行動計画のことであります。

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
健康福祉課 学校教育課	子ども係 健康づくり係 指導係	平成21年度～			51463
健康福祉課	健康づくり係	継続			51464
					51465
健康福祉課 全庁	子ども係	継続			51466-1
健康福祉課	子ども係 健康づくり係	平成21年度～	22	3歳児健診受診率80%以上	51466-2
健康福祉課 全庁	子ども係	平成20年度～			51466-3

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～			51567
全庁		平成21年度～			51568

基本目標 VI 推進体制の充実

男女共同参画社会づくりを着実に進めるため、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った施策を実施するとともに、町が率先して男女共同参画の推進に全庁一体となって取り組みます。

また、計画を推進するため、数値目標の設定と目標達成度の把握など、計画の進行管理を行い、その推進状況について広く公表します。

さらに、男女共同参画の視点から社会の制度や慣行について議論する機運を高めるため、課題の研究や幅広い啓発活動、情報提供に努めます。

施策の方針 ⑯ 計画の進行管理【条例第12条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
苅田町男女共同参画行動計画の事業実施についての進行管理	69	苅田町男女共同参画行動計画の進捗状況管理	○実効性に考慮して目標数値の設定を行い、担当係を明確にし、計画の進捗状況の整理、報告、評価を苅田町男女共同参画推進本部、苅田町男女共同参画審議会とともに、目標数値の達成度を毎年公表します。

施策の方針 ⑰ 町民意識の把握とそのフィードバックの推進【条例第14条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
町民意識・動向の把握	70	男女共同参画社会に関する意識調査実施	○計画の見直しに際して、広く意見聴取を行ったり、男女共同参画にかかる意識調査を行うなど、町民意識の把握に努めます。また、対象をこれまでの20歳以上に限らず、別に小学校高学年～19歳以下を対象にした調査も検討します。
	71	パブリックコメントの実施	○苅田町男女共同参画行動計画などの見直しや策定に際して、町民の意見を反映させるため、広く意見募集を行います。
	72	まちづくり推進体制の充実	○男女共同参画のまちづくりの理念を広く普及するため、町と地域の結びつきを強化するため庁内の体制の充実を図ります。特に関係各課所との情報交換を進め、協働して取り組みを促進します。
	73	男女共同参画苦情処理対策委員会(仮称)の設立	○苦情処理委員会からの是正等の勧告を受け、担当課所へ具体的対応を指示、担当課所の対応結果の報告を受け、検討し、苦情処理委員会へ対応結果の報告を行う委員会を苅田町男女共同参画推進本部内に設置します。
男女別統計の収集	74	男女共同参画に関する情報の集約	○町の収集・公表する数的情報により、男女共同参画の推進の度合いを測ると共に調査研究に役立てます。そのため、各課所で行う調査をできるだけ男女別の集計が可能な形式で行うよう進めます。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成20年度～		61669

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
人権男女共同参画課	男女共同参画係	継続	23 5年毎(次回平成23年度実施)	61770
人権男女共同参画課	男女共同参画係	継続		61771
総務課 総合政策課 人権男女共同参画課	庶務法制係 まちづくり係 男女共同参画係	継続		61772
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～		61773
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成20年度～		61774

基本目標 VI 推進体制の充実

施策の方針 ⑩ 庁内推進体制の充実【条例第4条・第13条・第15条・第20条・第5章】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
女性職員に対するポジティブアクション	75	町の女性職員の管理職への登用促進	(再掲 No.34)
	76	町の女性職員の積極的参画促進	(再掲 No.35)
	77	性別に偏らない職員の採用	○臨時職員等も含め、あらゆる職種において、性別にとらわれない採用を継続して実施します。

施策の方針 ⑩ 庁内推進体制の充実【条例第4条・第13条・第15条・第20条・第5章】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
町職員への男女共同参画推進の目的の浸透と理解	78	庁内における男女共同参画の推進についての研修・啓発	○各課で職場内男女共同参画研修を継続して実施し、さらに報告を義務付け、実施状況を庁内で共有することで、男女共同参画推進のための総合的な対策を強化します。また、よりよい研修実施のため、研修プログラムを作成し、実施しやすい体制を整えます。その他新規採用職員に苅田町の男女共同参画推進施策についての研修や、ドメスティック・バイオレンス被害者が利用する可能性の高い窓口職員向けの研修など、専門性のある研修を行います。
	79	「特定事業主次世代育成支援行動計画」の推進	○「特定事業主行動計画」の進捗状況報告を求め、評価し、庁内に公表します。男性の育児休業など、制度についての周知は、ライブラリのみならず、届出時などのタイミングを効率よく捉えてPRしていきます。特に男性の育児休業についてはとりやすい形を模索し、取得促進に努めます。
	80	男女職員が共に仕事と家庭を両立できる環境整備	○休暇、休業制度などが、必要な人に必要な時に有効活用されるよう、制度の周知と理解、活用しやすい職場環境を整えワークライフバランスの促進に努めます。
男女共同参画推進体制の充実	81	男女共同参画に関する情報の集中	○各課に寄せられる男女共同参画に関する情報を男女共同参画担当課へ集め、整理し、HPなどへ掲載することにより、広く一般へ情報を提供するため、苅田町公式HPの男女共同参画コーナーを一新します。
	82	男女共同参画推進体制の充実	○推進本部の体制を維持し、新たに苦情処理制度導入に向けての体制を整えます。また、男女共同参画推進担当課に複数の専任職員の配置を維持し、男女共同参画推進と密接に関わるまちづくり推進体制の充実に努めます。男女共同参画推進の拠点機能の整備について検討します。

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
				61875
				61876
総務課	職員係	継続		61877

担当課所	担当係	実施年度	目標	事業番号
総務課 人権男女共同参画課 全庁	職員係 男女共同参画係	継続 及び平成20年度～	4 12 6 職場内研修1回/年・ドメスティック・バイオレンス被害者保護研修・関係課所1回/年、新規採用職員研修1回/年	61878
総務課 全庁	職員係	継続	24 女性育児休業取得率100%・男性父親育児休暇取得率100%	61879
総務課 全庁	職員係	継続		61880
情報政策室 人権男女共同参画課	お知らせ係 男女共同参画係	平成20年度～		61881
全庁		継続		61882

基本目標 VI 推進体制の充実

施策の方針 ⑱ 生涯学習活動への参加支援【条例第13条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
参加しやすい条件の設定	83	講座、講演会開催にともなう一時保育の実施とその支援	○講座や講演会開催に伴う一時保育(託児)を実施します。介護老人などの一時介護については関係機関との協議を行い、必要に応じて検討していきます。
	84	開催場所、開催曜日、時間帯等男女がともに参加しやすい条件整備	○講座等の開催条件を様々に設定する、固定層ではなく別の対象を絞るなど、あらゆる人が参加することで、男女共同参画推進の意識の高揚に努めます。
	85	公共施設等のバリアフリー化とチェック体制の整備	○町管理の公共施設についてのバリアフリー整備は行われていますが、利用者の立場からはどうか障害者の団体、子育てサークルなどによるバリアフリーチェックを行い、検証します。チェックの結果とそれを受けての回答は公表に努めます。
男女共同参画の視点からのチェック	86	男女共同参画の視点を取り入れた町民向け講座に対する推進委員の助言	○男女共同参画の推進に関わる啓発講座などが、効果的な啓発かどうかの検証を男女共同参画推進委員の助言者としての参加により行います。

施策の方針 ㉔ 表現における男女共同参画【条例第11条】

取り組みの方向	No.	具体的施策	事業内容
広報等表現における男女共同参画の視点から見たガイドラインの作成	87	広報等表現における男女共同参画の視点から見たガイドラインの作成	○条例に基づき、町が公表する情報について配慮するときの指針となるガイドラインを作成します。
広報等表現についての男女共同参画の視点から見た啓発	88	広報等表現の調査・確認強化月間の設定	○ガイドライン作成・配布後、広報や町発行物の調査・確認の強化月間を設定し、審議会や推進委員などによって、実際に配慮されているかどうかを検証します。
	89	メディア・リテラシーに関する啓発講座	○男女共同参画の視点から、メディアリテラシー向上のための啓発講座を実施します。

メディア・リテラシー：media literacy

メディアによって伝えられる情報を読解・活用する能力と、メディアを使って表現する能力を指します。メディアの中の情報を探索し、探し出した情報を加工し、メディアに対して情報を発信するという三つの能力を合わせたものです。メディアというのは特に情報を伝える新聞、ラジオ、テレビなどをいいますが、現在はインターネットも重要なメディアになってきています。

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
人権男女共同参画課 生涯学習課 全庁	男女共同参画係 公民館係	継続	25	男女共同参画推進に関する全講座での託児 設定	61983
人権男女共同参画課 生涯学習課 全庁	男女共同参画係 公民館係	継続			61984
総務課 施設建設課 全庁	庶務法制係 施設管理係	継続	26	1回／年のチェック	61985
人権男女共同参画課 生涯学習課	男女共同参画係 公民館係	平成21年度～			61986

担当課所	担当係	実施年度		目標	事業番号
情報政策室 人権男女共同参画課	お知らせ係 男女共同参画係	平成20年度～	27	平成22年度までに策定	62087
人権男女共同参画課 全庁	男女共同参画係	平成22年度～			62088
人権男女共同参画課	男女共同参画係	平成20年度～			62089

特定事業主行動計画

2003年に策定された国の「次世代育成支援対策推進法」を基本として、みずからの職員の子もたちの健やかな育成のために、国の各府省や地方公共団体などの特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画のことです。刈田町でも2005年に策定されました。

数値目標

苅田町男女共同参画行動計画（後期）には、計画を適切に進行管理し、より実効性のあるものとするため、可能な限り、数値目標を設定しています。（原則平成24年度までの到達目標）また合わせて、平成23年度に再度行う予定の男女共同参画社会に関する意識調査についての目標値も設定しています。町では、今後、この計画に基づいて、男女共同参画社会実現に向けた様々な取り組みを積極的に進めていきます。

	数値目標	現状	担当課
1	2回／年／各公民館での町民対象の男女共同参画啓発講座実施	年4回中央公民館のみ(平成19年度現在)	生涯学習課・人権男女共同参画課
2	事業所・団体・自主活動グループ向け男女共同参画出張講座10回／年	年7回(2団体)利用(平成19年度現在)	人権男女共同参画課
3	指名登録業者男女共同参画推進状況アンケート回収率80%以上	新規	工事検査室・人権男女共同参画課
4	職場内男女共同参画研修年1回/各課所	平成18年度75%実施	総務課
5	苅田町男女共同参画推進委員会研究班20名を2年ずつ任命のべ40名	現在31名(20年度末まで)次回平成21年度・23年度	人権男女共同参画課
6	新規採用職員研修1回/年	19年度実績無(18年度実績有)	総務課
7	教員研修会における男女共同参画に関する研修の開催 1回/年	新規	学校教育課
8	保育園長会議での男女共同参画に関する研修会の開催 1回/年	新規	健康福祉課
9	各公民館で1回(あるいは1シリーズ)計4回(あるいは4シリーズ)/年、男女共同参画に関する女性対象講座の開催	新規	生涯学習課・人権男女共同参画課
10	各公民館で1回(あるいは1シリーズ)計4回(あるいは4シリーズ)/年、男女共同参画に関する男性対象講座の開催	新規	生涯学習課・人権男女共同参画課
11	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を平成22年度まで策定	新規	人権男女共同参画課
12	ドメスティック・バイオレンス被害者保護関係者並びに関係課所職員研修1回/年	新規	人権男女共同参画課
13	養護教諭と希望する教員を対象にしたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ教育に関する研修会あるいは懇談会の開催 1回/年	新規	学校教育課・人権男女共同参画課
14	町民健診受診率65%以上	40歳以上受診対象者中17年度57.3%18年度58.5%19年度57.5%	学校教育課・人権男女共同参画課・健康福祉課
15	町審議会・委員会における女性委員の割合30%	19年度24.9%	全庁
16	女性委員のいない審議会数0	19年度20%(20審議会中4審議会)	全庁
17	庁内全管理職における女性の割合10%	19年度3.5%(57名中2名)	総務課・全庁
18	庁内係長試験に占める女性職員の割合30%	19年度13.3%(15名中2名)	総務課・全庁
19	女性会議の開催1回/年	17-19年度実績無	人権男女共同参画課
20	女性の再就職支援講座 2シリーズ/年	19年度実績無(18年度実績有)	人権男女共同参画課
21	福岡県「子育て応援宣言登録制度」登録企業10社	現在7社	人権男女共同参画課・空港企業立地推進室
22	3歳児健診受診率80%以上	17年度78.5%18年度77.8%19年度74.3%	健康福祉課
23	苅田町男女共同参画に関する意識調査5年毎実施(次回平成23年度実施)	継続	人権男女共同参画課
24	女性職員育児休業取得率100%・男性職員父親育児休暇取得率100%	女性については100%取得・男性については新規調査項目	総務課・全庁
25	男女共同参画推進に関する全講座での託児設定	全講座実施維持(出張講座を除く)	人権男女共同参画課
26	1回/年の公共施設等のバリアフリーチェック	新規	総務課・施設建設課・全庁
27	「広報等表現における男女共同参画の視点から見たガイドライン」平成22年度までに策定	新規	人権男女共同参画課・情報政策室

意識調査結果目標

《()内の％は原則平成17年度に実施した男女共同参画に関する意識調査結果報告書に基づく》

平成23年度実施予定意識調査結果目標	
A	『男性は仕事、女性は家庭』という考え方について、反対する人の割合を60%以上にする。(住民52.4% 教員72.8% 保育士・教諭57.8% 従業員44.7% 町職員52.8% 平均56%)
B	『教育現場で男女平等を進めるために、学校で生活指導や進路指導において男女区別なく能力を生かせるように配慮する』ことに力を入れることに賛成の住民並びに教員の割合を100%に近づける。(住民93.7% 教員95.7% 保育士・教諭88.9%)
C	『苅田町男女共同参画推進条例』について、その内容まで知っているという住民・教員、保育士、教諭・町職員の割合をそれぞれ60%以上にする(新規項目)
D	『夫婦や恋人の間で、足で蹴ったり、平手で顔や身体を打ったりする』ことを暴力であると認識する住民の割合を100%に近づける。(84.7%) 『ドメスティック・バイオレンスについて具体的な内容まで知っている』町職員の割合を50%に近づける。(21.6%)
E	女性の健康を守るために妊娠・出産について、『子どもを産むか産まないか、何人産むかなどについて自分で決めること』についての啓発が必要と考える住民の割合30%に近づける。(19.1%)
F	『女性の健康を守るために性感染症についての啓発』が必要と考える住民の割合を70%以上にする。(56.6%)
G	『家庭では、父親はどの程度子育てをしていますか』について『十分にやっている』という住民の割合を50%に近づける(30%)。また『子育てに関して不安感や負担感など』を感じる住民の割合を5%以下にする。(10%) (新規項目・次世代ニーズ調査では有)
H	『職場における状況が男女平等である』と考える町職員の割合を50%に近づける。(39.3%)
I	『育児休業制度を利用する際に職場に迷惑をかけるのではないかと不安を持った』とする町職員の割合を60%以下にする(77.3%)
J	事業所や従業員の男女共同参画関連の法律や制度の認知状況を調査し、『苅田町男女共同参画推進条例』についてその内容まで知っている人の割合を40%以上にする(新規項目)

苅田町男女共同参画審議会委員名簿

(平成20年3月現在)

	氏 名	団 体 (職 名)
会 長	喜多 加実代	学識経験者 (福岡教育大学教授)
副会長	家永 英俊	企業 (麻生ラファージュセメント(株)苅田工場 安全衛生コーディネーター)
委 員	岩城 和代	弁護士
委 員	梶原 弘子	苅田町議会
委 員	古野 治樹	苅田町立小・中学校校長会 (南原小学校 校長)
委 員	猪本 泰子	行橋人権擁護委員協議会 (委員)
委 員	米田 幸子	かんだ女性フォーラム (会長)
委 員	田中 孝行	企業 (日産自動車(株)九州工場総務部人事課 係長)
委 員	内田 隆子	一般公募
委 員	大木 一孝	一般公募

○ アドバイザー

推進委員	倉富 史枝	NPO法人福岡ジェンダー研究所理事・主任研究員
推進委員	蒲原 くみ恵	こころの相談室 かもみ〜る・臨床心理士

○ 事務局

	苅 田 町	総務部人権男女共同参画課男女共同参画係
--	-------	---------------------

刈田町男女共同参画推進本部・委員会

(平成20年3月現在)

○ 推進本部構成

町長(本部長)	総務部長(副本部長)	副町長	教育長
民生部長	産業建設部長	消防長	教育次長
総務課長	人権男女共同参画課長	健康福祉課長	総合保健福祉センター所長
施設建設課長	都市整備課長	農政課長	学校教育課長
生涯学習課長			

○ 推進委員会構成

副町長(委員長)	人権男女共同参画課長(副委員長)	総合政策課長	財政課長
税務課長	徴収対策室主幹	住民課長	介護保険室主幹
環境保全課長	清掃事務所長	空港・企業立地推進室主幹	下水道課長
会計課長	水道局長	消防署長	議会事務局長
監査委員事務局長	農業委員会事務局長	給食センター所長	中央公民館長
人事担当			

○ 研究班

総務部			
佐谷 和美	秘書課秘書係	村上 篤史	財政課財務係
有馬 亜希	総務課職員係	柿本 知恵子	工事検査室契約係
岡田 豊宏	総務課くらし安全係	西本 竜二	税務課固定資産税係
北浦 善栄	総合政策課総合政策係	新谷 祥子	徴収対策室管理係
藤井 和孝	総合政策課観光係	高城 剛仁	人権男女共同参画課人権推進係
守 秀典	情報政策室おしらせ係		
民生部			
山口 泰典	住民課住民・年金係	藤本 佳奈	総合保健福祉センター健康づくり係
城 智則	健康福祉課国保医療係	北川 美保子	介護保険室介護保険係
小河原 慎太郎	健康福祉課子ども係	林 泰宏	介護保険室高齢者福祉係
吉武 萌子	健康福祉課障害・社会福祉係	毛利 博美	環境保全課環境係
産業建設部			
津田 吉輝	都市整備課都市計画係	種生 純子	施設建設課庶務係
城井 えりな	空港・企業立地推進室空港みらい係	大森 敏生	下水道課業務係
城 和浩	空港・企業立地推進室商工・企業立地係	渡邊 朋絵	農政課農政水産係
教育委員会			
中江 泰子	学校教育課指導係	谷 剛	中央公民館公民館係
宮崎 哲也	生涯学習課生涯学習係	小川 祐子	図書館図書館係
その他			
吉松 久美子	水道局業務係	飯本 彩	会計課出納係

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第11条)
- 第2章 基本的施策(第12条—第21条)
- 第3章 男女共同参画苦情処理委員(第22条—第29条)
- 第4章 苦情及び救済の申出の処理(第30条—第36条)
- 第5章 男女共同参画審議会(第37条—第43条)
- 第6章 雑則(第44条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における取組とも連動しつつ、積極的に展開されてきました。

また、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成の実現は21世紀の我が国の最重要課題と位置付けられています。

苅田町は、平成14年3月「男女共同参画に向けての提言」(女性問題懇話会)を受け、平成15年3月には「男女共同参画行動計画」を策定、さらには平成17年12月に「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画の町づくりを目指し様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今もなお、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分業意識や、それに基づく社会制度や慣行が根強く残っており、そのことが、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。また、新たに配偶者等からの暴力等、解決しなければならない課題が明らかになってきました。

一方、社会経済情勢の急速な変化や少子高齢化の進行などに対応した社会をつくるためにも、男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、町、議会、町民、事業者等が協力し合って、男女共同参画の推進に関する総合的かつ計画的な取組を継続して実施することにより、男女が自らの人生を自分自身で決めて生きられる苅田町を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、議会、町民、事業者等、自治組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者及び町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (5) 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。

(2) すべて的人是、性別による固定的な役割分業意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない。

(3) すべて的人是、性にかかわらず社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。

(4) 家族を構成するすべて的人是、家庭生活における相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

(5) 教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されなければならない。

(6) すべて的人是、対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深めるとともに、性と生殖に関して個人の意思が尊重されなければならない。

(7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の性による人権侵害は、社会的な差別構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されなければならない。

(8) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有す

2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 町は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。

4 町は、町民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念に基づき、意思決定機関として、男女共同参画の推進に努めなければならない

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第8条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第10条 すべて的人是は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性による差別的取扱いをしてはならない。

2 すべて的人是は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第11条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分業意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

第12条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ荊田町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、公表しなければならない。

4 町は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(町における男女共同参画推進の取組)

第15条 町は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(教育の充実)

第16条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めるものとする。

2 町は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育に携わる者に対し、男女共同参画の推進に関する研修の実施に努めるものとする。

(家庭生活との両立支援)

第17条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(事業者等に対する支援)

第18条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(自治組織への支援)

第19条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(推進体制の整備等)

第20条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 町は、男女共同参画の推進のための拠点の整備に努めるものとする。

(相談への対応)

第21条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員の設置)

第22条 町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「影響施策」という。)若しくは措置についての苦情を処理し、及び性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、苅田町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(定数等)

第23条 苦情処理委員の定数は、2人とし、同性によって占めてはならない。

2 苦情処理委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有し、及び社会的信望を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、通算して6年を超えることができない。

4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(独任制)

第24条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。

(責務)

第25条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第26条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公正かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

(秘密を守る義務)

第27条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(解職)

第28条 町長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に耐えられないとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 苦情処理委員として、ふさわしくない行為があると明白に認められるとき。

(関係機関等との連携)

第29条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第30条 町民及び事業者等は、町が実施する推進施策又は影響施策若しくは措置について、苦情処理委員に対し、苦情を申し出ることができる。

2 町民は、町、町民、事業者等から人権侵害を受けたときは、苦情処理委員に対し、救済を申し出ることができる。

(処理の対象としない事項)

第31条 前条の規定による苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中である事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項

(4) 苦情処理委員が既に苦情等の申出の処理を終了した事項と同一であって、同一の者から申出をされた事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が処理することが適当でないと認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを行うことができない。

(調査)

第32条 苦情処理委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

2 苦情処理委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 町は、前2項の調査を拒んではならない。

4 町民及び事業者等は、第1項及び第2項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

5 苦情処理委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正等勧告)

第33条 苦情処理委員は、第30条第1項の規定による苦情の申出があった場合において、調査の結果に基づき、町が実施する推進施策又は影響施策が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正等勧告」という。)することができる。

2 町は、是正等勧告を尊重しなければならない。

3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。

4 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

(救済勧告)

第34条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、調査の結果に基づき、町が人権侵害を行ったと認めるときは、町に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講じるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。

2 苦情処理委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。

3 町は、第1項の救済勧告を尊重しなければならない。

4 第1項の場合において、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(町以外のものによる人権侵害の救済)

第35条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものを除く。)があった場合において、調査の結果に基づき、救済の必要があると認めるときは、町に対し、被害を受けた者に必要な助言その他の支援を行うよう要請することができる。

2 町は、前項の要請を尊重しなければならない。

3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の要請に対する対応結果の報告を求めることができる。

(苦情処理委員の発意による苦情等の処理)

第36条 苦情処理委員は、第30条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、町に通知のうえ調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、町に係るものに限る。

2 前項の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

3 町は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。

4 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。

5 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を決定するときは、合議しなければならない。

6 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、これを公表しなければならない。

7 苦情処理委員は、第1項の救済勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。

8 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(荇田町男女共同参画審議会の設置)

第37条 荇田町における男女共同参画の推進を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、荇田町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本計画その他の重要事項を調査審議すること。

- (2) 基本計画の実施状況等について意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めること。
- 3 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、町長に建議することができる。

(組織等)

第38条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 町民

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長及び副会長)

第39条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第40条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第41条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第42条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができ

(審議会の庶務)

第43条 審議会の庶務は、総務部において行う。

第6章 雑則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第22条から第36条までの規定は、平成20年4月1日から施行する。

(苜田町男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 苜田町男女共同参画審議会設置条例(平成14年苜田町条例第11号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止する苜田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員は、第38条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱された委員の任期は、苜田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。